

## 一般社団法人日本ロボット学会 若手講演賞規程

2021年3月23日理事会制定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、若手講演賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 若手講演賞(英文名: Young Researcher Excellent Presentation Award)は、本学会分野の発展への若手研究者の貢献を奨励することを目的とし、本学会の学術講演会で発表された若手研究者の講演のうち、特に優れた講演発表を選び、その登壇者に贈呈する。

(受賞者の数)

第3条 表彰数は、若手研究者の講演発表件数が100件までに対して1件、100件を超えるごとに1件を加えた数を上限とする。

(選考の対象)

第4条 選考の対象は、表彰を行う前年度において本会の学術講演会(以下、対象講演会と呼ぶ)においてなされた講演発表とする。

(受賞者の資格)

第5条 対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 対象講演会での講演発表者
- (2) 講演年度の4月1日において満30歳以下の者
- (3) 表彰時において本会正、学生会員である者
- (4) 同一のテーマで過去に学術講演会関連賞(優秀研究・技術賞、優秀講演賞)を受けたことのない者

(賞の内容)

第6条 若手講演賞は、賞状とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(選考小委員会の設置)

第8条 若手講演賞の候補者を選考するため選考小委員会(学術講演会関連賞選考小委員会)を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 事業担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。

(選考の原則)

第9条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(審査者の選定)

第10条 会長は、対象講演会のセッションで全座長に若手講演賞の審査者(以下審査者とする)となることを求める。

- 2 会長は、座長が優秀講演賞の審査対象となる登録講演の共著者である場合は、座長に対し当該発表の座長に代わる、講演者と利害関係のない代行審査者を依頼することを求める。
- 3 各登録講演に対し、座長を含め、原則3名の審査者が講演会場で審査を行うこととする。

## (審査基準)

第 11 条 若手講演賞の審査は、本学会学術講演会発表共通審査票に基づき審査者が行う。審査基準は、登録講演者の研究・技術に対する貢献度、講演技術（発表の態度・工夫、質問への対応、発表時間）を総合的に審査する。

2 座長（または座長から依頼された審査者）は、審査者から提出された本学会学術講演会発表共通審査票をもとに審査をまとめる。

## (受賞候補者の選定)

第 12 条 選考委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法（審査基準）について確認する。

2 選考委員長は、本学会学術講演会発表共通審査票と前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

## (結果の報告)

第 13 条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。

2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

## (受賞者の決定)

第 14 条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

## (経緯の非公開)

第 15 条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

## (選考小委員会の解散)

第 16 条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

## (規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、企画・広報理事、学術講演会関連賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

## 附則

1. 本規程は2021年3月23日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会若手講演賞規程」の正文であることを確認する。

2021年3月23日

署名

印